

都市部監査結果報告書

定期監査

1 監査の対象及び範囲

都市部の所管に属する平成30年4月1日から平成31年2月28日までに執行された財務に関する事務

2 監査実施の期間

平成31年4月10日から令和元年6月26日まで

3 監査の方法

監査は、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

4 財務監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務（別表）

5 監査の主な着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に執行されているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に執行されているか。
- (5) 工事については、設計の積算及び監理が適正に執行されているか。
- (6) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (7) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (8) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

6 財務監査の結果

監査の結果、次に述べる事項については適正な措置を講じられたい。

なお、予算流用措置については、やむを得ないものと認められた。

(1) 契約に関する事務

横須賀市個人情報保護条例第13条では、個人情報の取扱いを伴う事務又は事業の全部又は一部を委託しようとするときは、当該個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならないと定めている。「平成30年度若松町1丁目地区市街地再開発事業に係る計画コーディネータ業務委託」及び「平成30年度久里浜第1地区市街地再開発事業に係る計画コーディネータ業務委託」において、個人情報の取扱いを伴う業務を委託しているが、仕様書において注意事項に「受託者は横須賀市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また業務終了後も同様とする。」と定めているに留まり、個人情報を保護するために必要な措置の水準としては不十分な状態となっていたので、個人情報取扱事務委託基準に基づき「個人情報の取扱いに関する特記事項」を契約書に添付することなど、今後は同条例の規定に基づいた個人情報の保護に必要な措置を講じられたい。

(市街地整備推進課)

(別表)

監 査 実 施 工 事 一 覧 表

工 事 名	契約金額	契約年月日	工事期間
竹川ハイムD棟・E棟外壁塗装その他工事 (市営住宅課)	83,656,228円	平成30年7月18日	平成30年7月18日 ～ 平成31年1月31日
竹川ハイムC棟・F棟外壁塗装その他工事 (市営住宅課)	93,508,785円	平成30年7月25日	平成30年7月25日 ～ 平成31年2月8日